

令和 2 年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金交付要項（案）

（趣旨）

第 1 条 県は、令和 2 年度地域ケア基盤整備推進事業実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、本事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 3 6 年茨城県規則第 6 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（補助対象事業等）

第 2 条 この補助金は、次の事業を対象とする。

（1）在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業

実施要項 3（1）に定める事業

（2）その他地域包括ケア推進に資する事業

実施要項 3（2）に定める事業

2 補助対象者、補助基準額、補助率及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

3 この補助金の額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の金額に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（事前協議）

第 3 条 本事業を実施しようとする者は、事前協議書（様式第 1 号）をあらかじめ管轄する保健所長に、保健所長が指示する日までに 2 部提出しなければならない。

2 保健所長は、事前協議書（様式第 1 号）が提出されたときは、1 部を速やかに知事へ送付するものとする。

3 知事は、事業実施に当たり、事業内容等を審査し、予算の範囲内で補助事業者を採択し、その旨を保健所長へ通知するものとする。なお、予算の範囲を超える場合は、原則として、平成 2 7 ～ 3 1 年度において「茨城型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業費補助金」の交付を受けていない事業者を優先して採択する。

4 保健所長は、通知に基づき、採択する補助事業者へ内示（様式第 2 号）を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、内示を受けた後、補助金交付申請書

(様式第3号)を、管轄する保健所長に、保健所長が指示する日までに提出しなければならない。

(事前着手)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前着手届(様式第4号)を管轄する保健所長に提出したときは、この限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(補助金の変更申請等)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して補助の追加(減額)交付申請を行う場合には、補助金追加(減額)交付申請書(様式第6号)を管轄する保健所長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る補助金の追加又は減額の交付決定の通知は、補助金追加(減額)交付決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助事業者は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ保健所長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業費の20パーセント以内の経費の配分の変更については、この限りでない。

(補助事業の中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により保健所長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が

困難になったときには、速やかに書面により保健所長に報告し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第11条 保健所長は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする理由を記載した概算払申請書(様式第8号)を保健所長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第9号)を保健所長に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を併せて提出しなければならない。

(雇用契約解除に伴う補助金の返還)

第13条 実施要項3(1)に定める事業を実施する補助事業者は、実施要項1に定める事業所(以下「事業所」という。)が実施要項4(6)の取組拡充を実施した場合、取組拡充によって増員した者との契約が契約締結の日から1年未満で解除された場合には、関係書類を添えて速やかに管轄する保健所長に報告しなければならない。

2 保健所長は、前項の報告があった場合には、交付された補助金の全額又は一部を県に返還させることがある。

(補助金の額の確定の通知)

第14条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(消費税仕入控除税額の納付)

第15条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の申告により、補助金に係る消費税の仕入控除税額が確定した場合には、消費税の仕入控除税額報告書(様式第11号)により速やかに保健所長に報告しなければならない。

なお、実施要項 3（1）に定める事業において、市町村から補助を受けた事業所において補助金に係る仕入控除税額が確定した場合、当該事業所は当該市町村に速やかに報告しなければならない。この場合、報告を受けた市町村は当該報告額に全体補助額における県補助額の割合を乗じた額を保健所長に報告しなければならない。

なお、この場合において、報告額の仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（証拠書類の保存）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、これを事業完了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 17 条 規則第 20 条の規定により知事が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に掲げる財産ごとに、当該各号に掲げる期間とする。

付則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日に施行する。

(別表)

補助対象事業	補助対象者	補助基本額	補助率	補助対象経費	摘要
在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための整備事業	・市町村	4,700千円	1/2	本事業に必要な備品購入費，使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が行う単価5万円以上（消費税込み）の医療機器，人工呼吸器使用者患者が使用する簡易自家発電装置等及び訪問用自動車の購入又はリースに係る経費に限る。 ・訪問用自動車については，1事業所につき購入・リース合わせて1台のみ対象とする。 ・訪問用自動車を購入する場合は，車両の側面に市町村による補助事業の名称及び在宅診療等の訪問時に使用する車両である旨を購入時から6年間（軽自動車については4年間）表示すること（実績報告時に表示が確認できる画像を添付すること）。
その他地域包括ケア推進に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・医師会等職能団体及びその他知事が認める者 			本事業に必要な修繕料，使用料及び賃借料，工事請負費	市町村等が行う拠点整備に係る段差解消，間取りの変更等の修繕及び工事並びに賃借に係る経費に限る。

(注) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に実施した事業に限る。

(注) 対象にならない主な経費は次のとおりとする。

- ・自動車の購入に要する経費のうちの登録諸費用（公租公課，保険料等）
- ・人件費，消耗品費，光熱水費等の運営費
- ・令和2年3月31日以前において，整備に要した経費

(注) 簡易自家発電装置等は次のとおりとする。

- ・災害等による電力不足に備えて，訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するもの。
- ・ガソリンやガス等で駆動される自家発電装置，人工呼吸器の予備バッテリーをいう。

(注) 本事業に関して，補助金を財源として購入した物品等にかかる保守や点検等のランニングコストは含まれない。